

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 公的年金等からの個人市民税の特別徴収方法の見直し

- ・ 仮徴収税額の算出方法を前年度の年税額を基準に算定する方法へ変更

区 分	改正前	改正後
仮徴収税額 (4・6・8月)	$\frac{\text{前年度分の本徴収税額} \times 1}{3}$ (前年度の2月の税額と同額)	$\frac{\text{前年度分の年税額} \times 1}{2} \times \frac{1}{3}$
本徴収税額 (10・12・2月)	$(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \times \frac{1}{3}$	$(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \times \frac{1}{3}$ <改正なし>

- ・ 施行期日：平成28年10月1日